

第2回 人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和2年2月25日（火）14:00～15:30

場 所：太子町役場3階 第1会議室

参加者：土屋会長

井上副会長

森田委員

関戸委員

藤田委員

奥田委員

上簀委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

（欠席者なし）

事務局：太子町総務部住民人権課

今川部長

米田課長

筒井課長補佐

岡田主事

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）人権行政推進プランの取組状況について

（2）人権に関する住民意識調査(案)について

（3）その他

3 閉 会

1 開 会

【進行役：米田課長】

新委員 2 名の紹介

2 議 事

(1) 人権行政推進プランの取組状況について

・事務局より内容説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、現行の人権行政推進プランの取組状況について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【宮前委員】

次のとき、来年度の審議会でいいのですが、例えば、相談窓口を設けておられるところも具体的に何件ぐらいあるのかとか、窓口がないところも集約的というか包括的にされているのがこの人権相談のところだと思うのですが、その中に例えば、障がい者の方の相談であるとか外国人の方の相談とか、専門の窓口はないけどそこで相談に応じている場合があるのかどうか、またお教えいただけたらと思います。

【事務局】

わかりました。

【宮前委員】

それともうひとつ、前提として教えていただきたいのですが、この教育基本方針とやっぱりプランって別ですよ。部局も違いますので。教育基本方針のほうは教育委員会でとりまとめをされておられたり、評価をされておられたりというのはあるのでしょうか。どれだけ乗り合わせとか、整合性をとるべきなのかなと思ひまして、ちょっとお教え願えたらと思います。

【事務局】

今日お配りしている透明のファイルに、太子町人権教育基本方針を 1 枚入れています。教育委員会でこの方針を定めまして、これを基に人権教育を進められているというところです。今、この審議会の事務局は住民人権課ですが、今後プランを策定していく中で、また、その前提として、人権行政基本方針を定める中で、教育委員会と調整、協議を行っていく予定をしています。

【土屋会長】

他にはございませんでしょうか。

他にないようでしたら、引き続き、議事の 2 番目、人権に関する住民意識調査（案）について、

事務局より説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

この調査（案）は事務局から事前にご送付いただいておりますので、委員の皆さまから出されましたご意見の共有も含め、説明をお願いします。

（２）人権に関する住民意識調査（案）について

・事務局より内容説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、人権に関する住民意識調査（案）について、事務局より説明がありました。

既に、いただいたご意見の補足や、今の説明を受けて気付かれたことなどがございましたら、積極的にご発言をお願いします。

【宮前委員】

今の皆さまのご意見も聞いて思ったことなのですが、ひとつはルビをふったらどうかというご意見で、全部をふるとちょっと見にくいというのと、太子町では識字率が高いように思うので要らないんじゃないかっていうご意見ですけど、かといっていらっやらないとも分からないので、全部にルビをふるというよりか、必要であれば個別に用意をされて、「住民人権課の方にお問い合わせください」というルビ版とか、あと、ルビだけではなくて言い回し自体が難しくて分からない場合もありますので、そのような補足をされておけばより丁寧なのかな、と思いました。

多分本来だったら「ぎょうせい」とか、ホームページでもよくある「やさしい日本語」とかっていう言い方をして、いわゆる難しい表現を使わないようなこともありますけど、それで全部をつくると大変なので、少し個別の対応を入れられてはどうかと思ったことがひとつです。

いくつかご検討いただきたいことがあるのですが、５頁のところでＬＧＢＴという表記をされているのですが、資料で入れられているこの緑の条例ですね。新しくできた「性の多様性条例」のところにもありますが、ＬＧＢＴだけではなく、自分の性別が揺らぐとか、Ｑを使う場合が多いので、ＬＧＢＴＱというふうに使う場合が多いので、クエスチョニングという意味ですけど、Ｑというのを入れられた方が、より、最近よく使うものにはなるかなと思いましたのでご検討ください。

あと２つほどですが、８頁の（８）の「障がいのある人がさまざまな生活相談ができ」という部分がありますが、あえて「生活相談」というふうに特定しなくてもいいのでは。というか「生活相談」しかしたらあかんのか、というふうにもとられるので、普通に「相談」とされてはいいのでしょうか、というご提案です。改めて読んでみると他と比べても違和感がありました。

もうひとつ９頁ですが、「問 14－２」に「職業職種による偏見、差別」を追加されるというご意見を受けて、そういう意味で追加をしてもいいのであれば、結婚の問題っていうのが、同和問題のところはその同和地区の人とは結婚しないっていうのは、個別の問いではあるのですが、やはり特に障がいのある方との結婚は、とか、もっと言ったら障がいのある人が家族にいる人との結婚はちょっと、とか、あるいは、例えば精神疾患であるとかそういう人との結婚は、とかって

いうその結婚にまつわることで非常にプライベートなことでもあるので、表には出ないんだけどなかなか根強くあるものとして認識をしていますので、そういう内容も追加をしてはいかがでしょうか、というご提案です。以上です。

【谷口委員】

最初のルビの件が、ルビ版を作っていたらというふうにおっしゃってくださっているので、そうしましたら外国語版も必要じゃなくなっていくふうに。今、太子町にもかなりの外国人の方がいらっしゃるので、特別版として作っておかれるのはいかがでしょうか。

【宮前委員】

外国人の方も選ばれますよね。無作為抽出で、住民登録をしていらっしゃる。

【事務局】

無作為で抽出するので、外国の方も当然選ばれる可能性はあります。

【宮前委員】

できる限り、たぶん全部訳せる方がいらっしゃるかどうかという問題も出てくるので、可能な限りご対応いただければ。

【藤田委員】

いろんな意見が出まして、それに対する考え方をみさせてもらいました。私は答える立場となってみた場合に分からないところが若干ありますので、質問させていただきたいと思います。

「問2」で、「あなたの性別は」というのがありますけども、3番目に「その他」というのがありますね。この意味が回答者として分かりにくいかなと思ひまして。そうするとひょっとしたら、「答えない」という方がむしろ、回答しやすいんじゃないかなと思ひます。この「その他」という意味について聞かしていただきたいというのがひとつ。

それから、「問6」、「問7」、「問8」と全てにわたって、表のところに番号が全部ついていますね。1、2、3、4、5、6、7、8と。この必要性が分からないんですよ。知ったきっかけとして丸をつける訳ですから、この番号に丸をつけることはない訳ですよ。この空欄に丸をつける訳ですね。だから、この数字でかなり混乱する人もいないかなというのが一点です。

それからもう一点は、「問11」の「知っていますか」については、内容までは問わないということで、改めますということで良かったなと思ひますけれど、5、6、7、8と4つ大阪府の人権いわゆる条例が載っている訳ですね。これは特別に大阪府がどういう状況かを聞いているのかを確かめたくて出しているのかどうか。その前の4つは全国的な問題、世界的な問題であってそういう2通りにしているのかどうか。ということで、その辺についてお聞かせ願ひたいと思ひます。子どもの権利条約がありますけども、あの辺りはかなり浸透している条約だと思うのですが、それを抜いて、この大阪府に関係するものを4つ入れているということにどういう意味があるのかな。ということについて、お聞かせ願ひたらと思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局】

順番に答えさせていただきたいと思います。

まず、「問2」です。3の「その他」なんですけども、これは事務局でも非常に迷いました。宮前委員とも相談して、あと専門アドバイザーの内田先生のところへ行ったときも。最終的に「答えない」「答えたくない」というのは、「3. その他」で答えたくないと思う人もいない。自分自身が戸籍上は男だけど、実は女だと書く人もいないかもしれない。そういったところも含めて、「その他」にもいろんな表現はあると思います。そういうふうになんとなく答えてほしい人のために、「その他」という形に今のところさせていただいています。

続いて、2頁の「問6」のところですが、横に1から8まで数字が並んでいて、縦を見たら1、1、1や、2、2、2、となっています。見にくい形になっているのか、調査する上でどうゆう形が一番いいのか、という中で、今のところこうゆう形で落ち着いたところです。これはもともと「問6」と「問8」が並んで一列になって、もっと見にくい状態でした。それで、これらを2つに分けて、できるだけ回答しやすいような形にさせてもらおうかなと思った結果、この形になりました。またその辺は、これから調査を実際に行っていく中、来年度からコンサルも入って、調査はコンサルに委託する予定ですので、その中でより分かりやすい形で答えてもらえるような表記の仕方を改めて検討したいと思います。

それから6頁の「問11」。ここのところの意図ですが、「人権」というそもそもの考え、まず「人権」というのは世界で起こってきた。日本にはもともとなかったところで、まず世界人権宣言というのがやっぱり「人権」という今考えられる中では基になっているのかなと思います。この人権宣言を受けて、規約が2つできて、あと条約ですね。子どもの権利条約、障がい者の権利条約や女子差別の条約など、世界には色々ありますけれども、その世界の一番根底となる、一番基となる部分で、世界人権宣言というのを1つ、世界規模では入れました。それから、2、3、4これらが国の法律ですが、平成28年に、一番直近で具体的にこういった「障がい者差別を解消する法律」や、「ヘイトスピーチを解消する法律」、国が初めて「部落差別」というのをちゃんと法律に明文化してできた「部落差別解消推進法」という、この大きい法律をまず3つ知っていますかというのを、国全体としては、これらを知っているか知らないか、という意味で入れています。続いて5、6、7、8ですが、こちらは太子町を含めて43の市町村を包括している大阪府の条例として、国の方とも関わってくるのですが、この「部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」というこういった部落差別に関わる条例が大阪府ではあるので、この部分を知っているか知らないかというのと、あと「人権尊重の社会づくり条例」。これは昨年大阪府の9月議会でこの条例が改正された、直近で改正されたものです。7と8が「性の多様性の理解増進条例」と「ヘイトスピーチ解消推進条例」。これらも昨年、制定され、1年も経たないうちですけども、そういうことを行政として太子町も含めて、それを住民さんにいかにお知らせしているか、周知しているか、というところを、まず知りたいというのが目的で、この直近に改正、また制定された条例を選んでいきます。趣旨としては、このように考えております。

【藤田委員】

それからもう一点、先ほどの説明の中で分かりにくかったのが、「問6」の(2)なんですけども、子どもの人権のところで性被害という言葉を残したいという意味は分かりましたけれども、虐待

という言葉を入れるか入れないかということについて、お答えはなかったと思いますが、虐待という言葉が一番分かりやすいのではないかなと思って、これを一つ入れてはどうかなという意見を持っていたのですけどね。これはどうでしょうか。

【土屋会長】

このようなご意見いただきましたけども、どうでしょう、他の委員の皆さま、ご意見など気になることがありましたらお願いします。

【宮前委員】

たぶん事務局がおっしゃったのは、ある意味ここに書かれている例というのは、啓発の意味も含めてあるんだということかなと思うんですけど、子どもの人権のところは、例えば、いじめ、中点（・）、体罰、中点（・）という形で連なっているのもちょっと変な感じで、普通の句点（.）、句点（.）、にして、いじめ、句点（.）、体罰、句点（.）、で「性被害などを含め虐待」というようにしたら分かりやすいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。だいたい中点（・）は並列というか、同じもののときに使うので、種類が全然違うので、たぶん中点（・）はちょっと違うかなと。

【谷口委員】

もしくは踏み込んで心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトとか。すべてを並列に書くっていうのは、踏み込み過ぎですかね。

【宮前委員】

他の「問」の方ではあんまり出てないので、そうすると高齢者はなんだ、とかになってきますね。

【谷口委員】

体罰も虐待の中に含むか。体罰と家庭の中ではまた別かもしれないですけど。

【土屋会長】

2020年の4月に児童虐待防止法が改正されて、家庭内での体罰も対象になりますので、学校教育の体罰だけではなく家庭内の体罰もここに含まれているということになりますよね。

【藤田委員】

家庭内の体罰があれば、それはイコール虐待になるということですね。

【谷口委員】

「いじめ、体罰、性被害などの虐待」というかたちですね。

【宮前委員】

そうすると啓発という意味でも、掘り起こしという意味でも出しつつ、虐待という一番分かりやすい形に表現できるのかなと思いました。

それと、「問6」の番号に丸を付けるというのがよく分からないというご意見がありましたけれど、コンサルを入れられたときにもっと分かりやすいものに、というふうになってくると思いますが、今の段階のこの「問」の言葉を変えるだけでも随分違うのかなと思ひまして。例えば、2段落目で「また、それをどのように知りましたか」と書かれています、「どのように」っていうのがこの「知ったきっかけ」なんですよ。なので、「どのように」が「知ったきっかけ」なのかがこの時点で分からなくなるので、例えばそれを「どんなきっかけで知りましたか」として、「あてはまるもの全てに○をしてください」の「もの」というのが何なのかが分からないので、「あてはまる数字全てに○をしてください」というように、少し指示を狭めて書かれると分かりやすいかなと思いました。

事前に専門アドバイザーさんの意見をもらったときにも言っていましたが、この形がたぶん一番コンパクトに入ってやりやすいです。ただ、あのときご意見頂戴したのが、ご高齢の方になればなるほど、こういう縦横でやっていくのは分からなくなっていつて答えない、目が追いつかないというか。「あれ、どうやったっけ。」って分からなくなるので、「なるべくこれはコンパクトにした方がいいよ。」というご意見があって、かなり最初の試案よりは分かりやすくなったなとは思ったんですけど、そのとき出されたものよりかは。もうちょっと指示も具体的にされたらいいかなと思いました。「問8」のところも同じことが言えるかと思いますが、こういういわゆるマトリックスという表の部分では、「問7」もそうですかね、表現を工夫されたらと思います。

【上簗委員】

表現について、1つ1つ言い方が違うと思うんです。「問6」は「あてはまるもの全てに○」、「問7」は「あなたの考えに近い番号に○」なので、そこも統一された方が迷わないかなと。

最初の方の「問2」、「問3」のシンプルな方が、あとからカッコで「あてはまる番号1つに○をしてください」なのに、表の部分になると、形態が3つぐらいになっています。

【土屋会長】

いま改善点について色々のご意見をいただいております。他にも気付いたことなど細かいことでも構いませんので、この場でおっしゃっていただいたらコンサルが入ったときにそこを反映していくということになるかと思ひます。

【宮前委員】

委員の皆さまにお伺いしたいのですが、性的マイノリティの説明自体がこれで分かりますか。あまり慣れない表現もあるかと思ひますが、たぶん皆さまも研修をよく受けられる立場の方々だとは思ひるので、全く接する機会がない方とは違ひと思ひますけど。皆さんで分からなければたぶん分からないだろうなと。

【土屋会長】

宮前委員よりご質問がありましたけれども、いかがでしょうか。

ＬＧＢＴに関しては、Ｑを入れたらどうかというご提案がありました。今は、４頁の性的マイノリティの注釈説明部分について、ご不明な点があればご意見をいただければと思います。

【藤田委員】

これは最初の一行だけでいいのではないかと思います。「多くは、同性愛や性別に違和感を覚える人のことを表す言葉です。」だけでいいと思うのです。それ以上付け加えることで、かえってややこしくなるだけのようになりますね。

【関戸委員】

あと、どこか点を入れておかないと、「同性愛や性別に違和感を覚える人」って言ったらいわゆる普通のノーマルな人の考えみたいな、私はどっちなあって思って読んでたんですけど、どこかでちょっと点打つか、表現を工夫せんと、ノーマルととることがあるかもと思ってどっちなと思って考えてたんですけど。鍵カッコをつけるとかしておかないと、どちらのことか分からない感じがします。

【藤田委員】

そうですね。意味としたらそう捉えるかもしれないですね。

もしくは、「問９」の（７）のところにもう一度性的マイノリティが出てきまして、下のところにＬＧＢＴの説明がありますからね、下を読んだらそう思えますけどね。

【谷口委員】

「性別に違和感を覚える人」の前に、「自分自身のからだに」という文章を入れることになるのでね。

【藤田委員】

一行目の文章をちょっと変化すれば分かりやすくなると思うんですね。

【土屋会長】

他にご意見はよろしいでしょうか。今いただいたご意見をまとめますと、４頁の性的マイノリティのところは、『「多くは、同性愛や」のあとに「自分自身の」性別に違和感を覚える人のことを表す言葉です』と、その一行にして、あとの下の部分は削除すると。その代わりに、次の頁でＬＧＢＴにＱを加えて、こちらでその内容について説明するという形に変えていくということになるかと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

【宮前委員】

またご検討いただけたらと思いますが、性的マイノリティで、余計な部分というか、さっくり

分かりやすいという方を選ぶのでしたらこの一行かなと思うんですが、「同性愛や性別に違和感を覚える人のことを表す言葉です」だったら、LGBTQと一緒になんですよ。性的マイノリティっていった場合、性表現とかも含めて、どんな色が好き、例えば、子どもさんが小学校へ上がるときにどんな色のランドセルが好きとか、どんな服を着たいとか、いわゆる表現とかも含めてのこと、難しかったらこうなんだけど。

性的マイノリティとLGBTQと、同じことが違うように説明されているのも、難しいなあと思いますので、一応ここでの皆さんのご意見もありますし最終的にはコンサルとも分かりやすい表現とか、役場としてやっぱりこういうのは啓発としても残しておきたいとかっていうご意見もあろうかと思いますので、ちょっとご検討いただけたらと思います。ただ、性的マイノリティがこのLGBTだけっていうふうに書くのも、また誤解を与えるかなと思ったりもします。

【事務局】

これは最終的に啓発の意味も込めているので、できるだけ分かりやすい形に検討していきたいと思います。

【土屋会長】

他には何かないでしょうか。

【関戸委員】

「問 13」ですけど、私なんかは全く太子町について詳しい訳じゃありませんので、項目を読んでも自分の気持ちとしては、分からないっていうのがほとんどですけども、そういう方はもうやっぱり「どちらともいえない」に入れてもらうという感じでしょうか。

【事務局】

分からないっていうのが、先ほどの資料3でもお答えさせていただいた中でもありますが、そもそも分からんからどれにもつけないっていう人もいるかもしれない。そこは統計上仕方ない。あとは分からないなりに、やっぱりどちらともいえないというのはその人の直感に頼るとかなというふうに考えていますので、今の考えでいくと、「どちらともいえない」で回答してもらうことになります。

【関戸委員】

それでは、極力答えてくれるだろうという前提ということですね。

【事務局】

そうですね、できる限りどこかに丸をつけてほしい。あくまでも統計上のことを考えると、もうそこに尽きるということです。

【藤田委員】

住民 1000 人を無作為にということですけども、年齢的なことは描きながらやるのですか。それ

ともどんなやり方で無作為作成するのですか。

【事務局】

そこも専門アドバイザーの内田先生と話をさせてもらった中で、年齢層による人数バランスによって比例させて、例えば、60代の人が50%いるから60代の人に500枚送るというやり方もあります。今、そう考えてはいなくて、率直に今の太子町のなかで16歳以上の義務教育が終わった方を対象に、無作為に1000人選ぶということで、おそらくその年齢層の比率に応じて、偏りってというのは出てくると思います。それも含めて、全く素の状態の結果をまずは欲しいと考えています。

【藤田委員】

だから、どういう年齢層になるか分からないということですね。

【事務局】

はい。おそらくですけども、人口ピラミッドを書いたらその比率のとおりに出てくると思います。他の調査も一般的にその形のとおり出てきます。あとは回答するのが、年齢層によって変わってくるのかなと。そういうところも含めて分析するときに考えていきたいと思います。そもそも1000枚配っても全部返ってこないと思われそうです。今までやってきた中では4割いったらかなり良い方です。先ほども言っていた無関心のところも出てきますけども、その400以外の600ってというのは、そもそも見ずに捨てる人もいるでしょうし、見たけども答えない人、そこはある意味そういったところの無関心といわれるような人に対しての啓発もどうしていくのか、という目安にもなると思いますので、それも踏まえて、次のプランの策定に入っていきたいと思います。

【宮前委員】

それに関連して教えてください。今、回収率の話が出たんですが、督促の費用はとられているのでしょうか。送って終わりですかね。督促をすると回答率が上がったり、国とかで、予算が多くついているのは鉛筆とかボールペンが入って、もう1回書いてねって送られてきたり、国勢調査とか。

【藤田委員】

誰に送ったかというのは残さないでしょ。残すんですか。

【事務局】

残さないです。抽出するのには当然、住所、名前は要りますが、終わったあとは廃棄処分です。

【藤田委員】

そうですね。だから督促はできないですね。

【奥田委員】

5年、10年あとのことを考えたら、無作為で年齢層のどこかが高くなったりすると、あとあとのことを考えたら、ある程度バランス考えてやった方が良さそうな気がするんですけど。

【藤田委員】

一番最初の調査やから、一応無作為にやってみて、そのあとどれぐらいの年齢層から返ってくるか、ということによってまた次の手が打てるんちがうか思いますね。たぶんね、この調査やったら若い者はほとんど答え出さないと思います。やっぱり答え出すのは、退職しているメンバーしか出て来ないかと。年齢的にみたらね。まじめに答えられる者しか返ってこないから。かなりこれ「問」としては難しいですよ。これに答えようと思ったら、真剣に頭悩ませますよ。みんな悩みながら丸つけますからね。これに答えようと思う者は、私4割もないと思いますわ。年齢層によったら50代以上に頼らないと仕方ないんじゃないかなと思いますね。

【関戸委員】

「問11」ですけど、いろんな条例とか添付資料みたいにして、これはこういうものですよっていうのは付けたりしなくて言葉だけですか。LGBTQなんかやったら、言葉の説明がありましたですけども、こちらはなしですか。

【事務局】

ここは内容までは踏み込まなくて、まずこういうのを知っているかどうかというところだけです。

【宮前委員】

そういう意味で、ヘイトスピーチと聞かれて、分かりますか。

【関戸委員】

何となくですけども、聞いたことはあるので分かります。

【上籙委員】

あと、6頁の「問10」ですけど、表に番号が入ってないですけど。

【事務局】

ここも全体を含めて考えます。

【土屋会長】

他にはございませんでしょうか。標記の仕方などお気づきの点があれば。

もうご意見がないようでしたら、議事の3番目に移らせていただきますがよろしいでしょうか。

(3) その他

- ・特に案件なし
- ・委員の意見なし

【事務局】

補足です。この住民意識調査に関しては、今日いただいた意見をできるだけ反映させていただいて、来年度契約するコンサルとも調整して、最終的に皆さんに聞くことはできないので、会長とは打合せをさせていただいて、最終形ができましたら、今考えているのは5月に意識調査をしようと思っています。また、住民さんに配る前に、改めて委員の皆さまには先に調査票をご報告させていただきますので、よろしくお願いします。

【土屋会長】

いま事務局のほうから今後のスケジュールなどについてご説明がありましたが、何かその点についてご質問やご意見などがありますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、第2回目の審議会は議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会